(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田一三〇番一から同町鵜川字帆出一七番一まで	前	一〇・〇二～二〇・八二メートル	一・三七七キロメートル
	後	一五・四一～二七・五八メートル	一・三七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　上越市大潟区潟町字池ノ端五三六番六から同市大潟区潟町字裏新田七〇九番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月十五日

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市多伎町多岐一七番一から大田市久手町刺鹿字松ノ前七六八番一まで	前	BA 一〇〇・一七～一〇〇・一八	一〇四・二二メートル	一六〇九八キロメートル
	後	BA 一〇〇・一七～一〇〇・一八	一〇四・二二メートル	一六〇九八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松山市余戸南三丁目一〇九九番から同市千舟町七丁目一二番一三まで	前	A 二四・一三～六〇・九六	四・一二三メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一八・二五～六五・六九	三・四九一キロメートル	
		D 二四・一三～六〇・九六	四・一二三キロメートル	
	後	B・C 一八・二五～六五・六九	三・四九四キロメートル	
		D		

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市余戸南四丁目一三三九番一三まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月十八日

○四国地方整備局告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　松山市余戸南三丁目一〇九九番五から同市余戸南四丁目一三三九番一三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月十八日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　九州地方整備局長　増田　博行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大牟田市船津町四四一番一から佐賀市南佐賀一丁目二四二番三まで	前	BA 六・八〇～二〇・七〇	五〇・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			三四・三六八キロメートル	
	後	BA 六・八〇～二〇・七〇	五〇・〇〇メートル	
			三四・三六八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日　九州地方整備局長　増田　博行